

基準器検査手数料

基準器検査に係る手数料は、福岡県商工関係手数料条例により以下のとおり定められています。

平成26年4月1日より施行

基準器の種類		手数料額	
タクシーメーター装置検査用基準器		13,400円	
基準台手動はかり ひょう量が5トン以下であって 目量又は感量がひょう量の2 万分の1以上のもの	ひょう量が 1kg 以下のもの	3,350円	
	ひょう量が 10kg 以下のもの	5,300円	
	ひょう量が 50kg 以下のもの	7,800円	
	ひょう量が 200kg 以下のもの	10,500円	
	ひょう量が 500kg 以下のもの	14,000円	
	ひょう量が 500kg を超えるもの	14,000円に500kgまでを増す毎 に6,900円を加算した額とする	
基準分銅	三級基準分銅	表す質量が 5kg 以下のもの	480円
		表す質量が 50kg 以下のもの	650円
		表す質量が 50kg を超えるもの	7,100円
	二級基準分銅	表す質量が 5kg 以下のもの	640円
		表す質量が 50kg 以下のもの	780円
		表す質量が 50kg を超えるもの	8,800円
	一級基準分銅	表す質量が 200g 以下のもの	3,200円
		表す質量が 200g を超えるもの	7,900円
基準手動天びん		ひょう量が2トン以下であって目量又は感量 がひょう量の4,000分の1以上のもの	4,900円
基準直示天びん		ひょう量が2トン以下であって目量又は感量 がひょう量の4,000分の1以上のもの	7,900円
基準ガスメーター(湿式)		計量室における1周期の計量作用により計 ることができるガスの体積が20リットル以下 のもの	18,400円
基準タンク	(1) 全量が0.25m ³ 以下のもの(燃料油 メーター検査用に限る)		13,600円
	(2) 全量が1m ³ 以下のもの(水道・温水メー ター又は積算熱量計の検査用に限る)		34,000円
	(1)及び(2)のうち2以上のゲージグラスを有するものは、ゲージグラスが1増す毎 に(1)又は(2)の金額の5割増の額とする		